

第3回 市民参画条例（仮称）策定審議会の概要

1．日 時：平成14年4月20日（土） 10：00～12：00

2．場 所：第一委員会室

3．出席者

審議会委員：坂本紘二副会長、松田武男委員、伊藤幹子委員、園田洋子委員、石川啓委員、中村英夫委員、高田昌幸委員、吉田清志委員、大賀好子委員、廣崎節子委員、小田義則委員、河野通雄委員、高田倫子委員、米本宗弘委員

事務局：田中部長、河原部次長、松木課長、河崎補佐、西川主査、三浦主事

4．議事概要

（1）開会

副会長あいさつ（骨子）

- ・ 今日はいくまでの審議を踏まえ、条例に対する率直な意見をいただく場にしたい。
- ・ 市民参画に対するイメージを膨らませて欲しい
- ・ 忌憚のない意見を出して欲しい

（2）事務局報告事項

1）連絡事項

- ・ 市民参画条例（仮称）策定審議会要綱の読み替えについて（生活環境部 市民部の組織変更に伴うもの）
- ・ 4月1日付人事異動について（部長、部次長、課長あいさつ）

2）質問への回答（前回審議会終了後に委員から出された質問への回答）

条例比較表における「助成」について詳細に知りたい

調査中であり、後日回答いたします

市としての「市民活動団体」という言葉の定義について

市として明確な規定はないが、市民活動課としては常識的な

解釈として、市民の方が自主的に組織した非営利的で継続した団体と考える。これには自治会、コミュニティ組織、NPOやボランティア団体が含まれると考えている。詳しくは今後の審議会の中で深めて欲しい。

事務局の考える4つの柱の一つである「情報公開」が3月17日の資料で「他の条例との調整」になっていた理由

市にはすでに「下関市公文書公開条例」並びに「下関市行政手続条例」が制定されており、これらの「他の条例との調整」を図りつつ、市民参画条例を策定して頂きたい為、そのような表現となったもの。

(3) 審議

1) 配布資料説明

議長(副会長): 資料を確認しながら議論していきたい。まず事務局から説明をお願いします。

事務局: <資料を確認>

事務局: 条例比較表の説明をさせていただきます。内容の特色は各条例の前文に一番よく現れています。前文は、現状認識、課題を書き、最後に対策を述べるという構成になっています。

<横浜市、横須賀市、箕面市、仙台市、山口県について説明>

事務局(課長): また、9つの項目については共通となっており、それ以外の項目については各自治体においてそれぞれの実情において定められている。

2) 自由討論

議長: では、今の説明を踏まえて、下関であればどのあたりが、どうなのかという意見をざっくばらんに聞かせていただきたい。

<以下、議論の内容を項目別に整理>

前文・条文について

- ・ 他市の前文から市民活動団体と一緒にやっというのが目標の一つであると感じられる
- ・ 横須賀市の前文が読みやすい、下関市も同様に読みやすく親しみやすいものがよい
- ・ NPO 等が何を望んでいるかよく把握して前文を考えていけばよいのではないか
- ・ 一般の人でも分りやすい、参画しやすくなるような条文にして欲しい

条例を作る理由について

- ・ 参画条例をなぜ作らなければならないかという議論が必要である
- ・ 市民ニーズの多様化に行政が対応できないため
- ・ 地域社会の崩壊
- ・ 現在は行政に依存しすぎであり、脱却を図るため
- ・ 他市がやるから下関もやるということではいけない
- ・ 市民活動の支援を行う仕組みづくりが必要なため
- ・ 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきているため
- ・ 福祉も地域が大きなウェイトを占め始めており、その他の分野でも市民参加の仕組みが必要になると思われるため
- ・ 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO 等であり、役割分担が必要であると思われるため
- ・ 市民参加により施設を動かしてきた例があり、条例が必要かどうかも考えなければならないのではないか
- ・ 誰のための条例なのか、市民の為か行政の為かを考える必要がある

下関の市民参加の現状について

- ・ 下関市は市民意識が低いと感じられる場合がある
- ・ 下関は市民活動が盛んであるが、ネットワーク化されておらず、情報発

信・情報交換が不足している

- ・ 社会福祉協議会は、現在団体の情報も盛り込んだ冊子を作り、ネットワーク化に力を入れている
- ・ 女性団体ネットワークを作った
- ・ 我々の団体は市民参加に関する報告をまとめているので参考にして欲しい（議長の依頼により報告と条例との関係を整理し、今後の参考となる提案を行っていただける）

条例に期待すること

- ・ 情報センターみたいなものがあればよいと思われ、参画条例がつくられることにより、それが促されればよいと思う
- ・ 市民活動促進のためには助成制度が必要であり盛り込むべきである
- ・ 助成のあり方や決定・審査などはしっかり検討しなければならない（第3者機関にも関係）
- ・ NPO が参加料をとるイベントをする場合、公民館等の使用に制限がある場合がある。NPO 支援の観点からは見直しが必要と考える。

「市民活動団体」の定義について

- ・ 我々の団体では公益団体と定義している
- ・ 宗教や政治活動の団体を排除していない市もある
- ・ 公益という観点だけでは漠然としており、NPO 法に定めている類型が原型になるのではないか
- ・ 町内会や自治会も含めるべきである

第3者機関等について

- ・ 行政が位置づけられない所にも市民にとって必要なものが存在しており、そういった市民の意見を吸い上げる場やプロセスが必要
- ・ 第3者機関の設置が必要
- ・ 行政ができないことを単に埋めるといったような、行政に取り込まれるような考えではなく、対等な立場で協力してやっていけるような理念を

もってやっていくことが必要。

事務局が示した4つの柱について

- ・ 4つの柱は決定事項ではなく、4つの柱についても今後議論を行う必要がある。

4つの柱

- 市民活動の促進
- 既存施策の整理
- 情報公開
- 審議会の公募努力規定

その他

- ・ 条例の名称は「下関市活性化条例」という名称の方がよいのではないかと
- ・ 議員や議会との関係も考えなければならないのではないかと

事務局への依頼事項

- ・ 今後の資料の作成や他市例の積極的な提供をして欲しい
- ・ 今回の議事概要を郵送して欲しい
- ・ 委員から資料提供があった場合にはコピーを作成し配布して欲しい

3) 次回日程

平成14年6月1日開催予定

4) 閉会